

秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられない。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

大政官外外備官
 参務 典房
 次次
 臣官官審審長長
 備備入専厚計
 参文 参給

調査長 参企術調
 参領旅査移

参地中東
 長 北 西
 米 参北北保
 長 中南
 参一 二
 参西東洋
 長 西東

近ア長経
 参書近ア
 次総経国資
 長 参賀統三
 参政技一理
 国 企二
 参条協規
 参政経科
 参社專
 参道内外
 参文 一二

総番号(TA) 56922
 71年 11月 1日 18時 13分
 71年 11月 1日 20時 55分
 韓国 本省
 主管 発着 了北

外務大臣殿 金山(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

在日韓国人の遺ごつ送かん

秘密指定解除
 公文書監理室

第1157号 略

貴電ア北第1047号に関し

11/1日ハソツメをして貴電の趣旨を外務部東北ア課長に
 対し申入れしめたとする。先方はお申込みの点は検討すべ
 きも自分のとりあえずの感觸としては東京において韓国
 大使館に引渡したいとの申入については従来の経緯(遺ご
 つ全部を引渡されるのであれば韓国政府が一括引受けら
 べきも右が日本側の都合にて困難であるため69年の閣僚会
 議の際、遺ごつの判明したもので遺族の側でできるだけ早
 く遺ごつ引取り要望のある分についてはケースのバイのケ
 ースの原則にてこれを引渡すこととなり、現にこれまでに
 2はしらにつき日本政府において韓国まで遺ごつを輸送し
 遺族に直接引渡されている。)より、246体についても
 韓国政府が主体となつてこれを引取るとは困難である
 と述べるところがあつた。

これに対し、当方より日本側の事情で遺ごつ全部の一括引
 渡りに応じ得ないことは遺かんであるが、246と

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

いう相当大きな集団の遺骨引渡にあたり、韓国政府を代表する出先公館がこれを引受けられないというのも理解し難いところである。いずれにしても本件検討の上何分の御意向を御通報願いたいと重ねて述べたところ、先方これを約した。

2. 次に送かん期日をいつごろとしたらよいかとの当方の問いに対し、先方は衛比ゆ今問題も下火になっているので今や送かん期日はいつにてもよいと考えているが、/の経緯に基づき遺骨引取りの遺族代表者を早急に決めるよう保健社会部及びソ山れいえんアイ理事長を通じ、協議させているので、右が決まり次第日本側に通報するので、実際の送かんはそれ以後の適当日にすることといたく、いずれにしても//月/5日より前になることはないであろうと申述べた。

(了)